

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 

子会社株式及び関連会社株式----- その他有価証券 時価のある有価証券----- 時価のない有価証券-----	移動平均法による原価法 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 移動平均法による原価法
---	---
  
2. たな卸資産の評価基準および評価方法
 

商品・製品・原材料・仕掛品 ----- 貯蔵品 -----	総平均法による低価法 最終仕入原価法
----------------------------------	-----------------------
  
3. ディリバティブの評価方法----- 時価法
  
4. 固定資産の減価償却の方法
 

有形固定資産 -----  無形固定資産 -----	定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 耐用年数は以下の通りであります。 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">建</td> <td style="padding-right: 10px;">物</td> <td>8年～38年</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>械</td> <td>及</td> </tr> <tr> <td>装</td> <td>置</td> <td>11年～17年</td> </tr> <tr> <td>そ</td> <td>の</td> <td>他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2年～15年</td> </tr> </table>	建	物	8年～38年	機	械	及	装	置	11年～17年	そ	の	他			2年～15年
建	物	8年～38年														
機	械	及														
装	置	11年～17年														
そ	の	他														
		2年～15年														
-----	定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。															
  
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
  
6. 引当金の計上基準
 

貸倒引当金 -----  退職給付引当金 -----	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  従業員の退職金の支払いに備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12～13年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12～15年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。
----------------------------------	--

#### 7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 会計方針の変更

#### 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当中間会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。  
これによる損益に与える影響はありません。  
従来の「資本の部」合計に相当する金額は、24,291百万円であります。

なお、中間財務諸表規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表規則により作成しております。

#### ストック・オプション等に関する会計基準等

当中間会計期間から、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。  
これによる損益に与える影響はありません。